

○ 「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日社老第48号厚生省社会局長通知)  
(抄)

改 正 後	現 行
<p>別紙 老人福祉センター設置運営要綱 第2 老人福祉センター(特A型) 1~3 (略) 4 衛生管理等</p> <p><u>(1) 老人福祉センター(特A型)は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。また、常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 老人福祉センター(特A型)は、当該老人福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>ア 感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</u></p> <p><u>イ 特にインフルエンザ対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</u></p> <p><u>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</u></p> <p>5 (略) 6 (略)</p>	<p>別紙 老人福祉センター設置運営要綱 第2 老人福祉センター(特A型) 1~3 (略)</p> <p>4 (略) 5 (略)</p>

第3 老人福祉センター（A型）

1～3 （略）

4 衛生管理等

（1）老人福祉センター（A型）は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。また、常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うものとする。

（2）老人福祉センター（A型）は、当該老人福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ア 感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること

5 （略）

第4 老人福祉センター（B型）

1～3 （略）

4 衛生管理等

（1）老人福祉センター（B型）は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。また、常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うものとする。

（2）老人福祉センター（B型）は、当該老人福祉センター

第3 老人福祉センター（A型）

1～3 （略）

4 （略）

において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ア 感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること

5 (略)

4 (略)

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>第4 処遇に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>衛生管理等</u></p> <p>(1) <u>水道法（昭和32年法律第177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(2) 養護老人ホームは、<u>常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。</u></p> <p>(3) 養護老人ホームは、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、<u>常に密接な連携を保つこと。</u></p> <p>(4) <u>特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(5) <u>定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。</u></p> <p>(6) <u>空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</u></p> <p>4～5 (略)</p>	<p>第4 処遇に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>衛生管理</u></p> <p>(1) <u>水道法</u>の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 養護老人ホームは、<u>つねに施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。</u></p> <p>(3) 養護老人ホームは、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに<u>つねに密接な連携を保つこと。</u></p> <p>4～5 (略)</p>

○ 高齢者生活福祉センター運営事業の実施について（平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知）  
（抄）

改 正 後	現 行
<p>別紙 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱 1～10（略） 1.1 衛生管理等</p> <p><u>（1）生活支援ハウスは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 水道法（昭和32年法律第177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。</u></p> <p><u>（2）生活支援ハウスは、当該生活支援ハウスにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</u></p> <p><u>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</u></p> <p><u>ウ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。</u></p> <p><u>エ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</u></p>	<p>別紙 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱 1～10（略）</p>